

# 「新しい文化政策プロジェクト」勉強会

## 第5回ショートレポート

新しい文化政策プロジェクト第5回勉強会が11月1日、オンライン会議で行われ、プロジェクトメンバー7名の他、メンバー外の2名、学生3名が参加した。会議は19時に始まり、はじめに鈴木禎宏氏による発話があった後、およそ1時間に渡って議論が重ねられた。鈴木氏の発話は、生活文化をどう考えるかであった。

文化芸術基本法には生活文化の条文があり、茶道、華道、書道、食文化などがそれにあたると定められている。レイモンド・ウィリアムズ『完訳キーワード辞典』にある文化の定義、すなわち①抽象名詞の文化、②複数形の文化、③芸術活動を参照しながら生活文化について考えた。日本では三木清が1941年に著した「生活文化と生活技術」に、最近目に付くようになった新しい言葉として生活文化が書かれてある。それはすべての人間に関係することで、生活そのものが文化で、すべての生活者は芸術家であるといったことがいわれている。生活文化は1940年代前半頃に流行しだしたのではないか。それは大正時代の「文化生活」への批判でもあった。

鶴見俊輔『限界芸術論』では限界芸術＝芸術と生活の境界上にある広大な領域とされている。また、熊倉功夫によると「生活文化」とは生活に即した文化のことで、生活のなかから美的にすぐれたものを生活文化の所産とする。「美」「すぐれた」が入った時点で、そこには芸術の観点が含まれている。文化芸術基本法の定義は熊倉に近い。

ジェンダーの観点からは、絵画・彫刻・美術といった旧帝大で論じられた「芸術」は男性が担うものだった。そこでの茶道は芸術としてだった。女子教育のなかでは身体的世俗的なものが扱われ、その文脈で茶道は作法だった。工学としての建築は旧帝大で、服飾住居は家政学で女子大であつかった。生活文化に関する学科はほぼ女子大にあり、ジェンダー的なゆがみがある。

文化行政に関わるのは文化庁だけでなく、たとえば国交省がいう「暮らし文化」や農水省が扱う和食文化など多岐にわたるうえに、予算規模も大きい。

まとめとしては、生活・文化・芸術は人間の活動をそれぞれ別の角度からとらえたものである。制度化された芸術から落ちたものが生活文化で、はじめは1940年代になる。そこには日本の近代以前の擁護が含意されている。

以上のような発話ののち、以下のようなディスカッションが行われた。

- 文化芸術基本法に例示されている「文化」は誰がどのように決め、並べられたのか。
- 国交省などの他省庁の動きも視野におかないと、文化政策は考えられない。
- 文化庁の文化のとらえ方は、それは「なくてもいいもの」ということか。
- なぜ1940年代に生活文化に注目されたのか。

(文責・山田奨治)